

令和5年9月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
総務教育常任委員会	4
福祉生活病院常任委員会	10
地域県土警察常任委員会	13

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 5年-21 (R5.8.18)	政 策 戰 略	ガソリン価格の高騰に係る意見書の提出について	4頁
総 5年-22 (R5.9.8)	教 育	少人数学級を実現し、現在 1 学年 3 学級以下の県立高等学校の学級数を維持することについて	5頁
総 5年-25 (R5.9.15)	政 策 戰 略	消費税増税に反対する意見書の提出について	7頁
総 5年-26 (R5.9.15)	政 策 戰 略	地方財政の充実・強化を求める陳情	8頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 5年-23 (R5.9.8)	福 祉 保 健	健康保険証の継続を求める陳情 －「保険診療を受けられない人」を作り出す健康保険証廃止は撤回を－	10頁
福 5年-24 (R5.9.15)	子ども家庭	私学助成に関する意見書の提出について	12頁

陳情（新規）・地域国土警察常任委員会

地 5年-20 (R5.7.13)	地 域	鳥取県において頻発する個人情報漏えい事案の再発防止について	13頁
------------------------	-----	-------------------------------	-----

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-21 (R5.8.18)	政 策 戰 略	ガソリン価格の高騰に係る意見書の提出について	
▶陳情事項			
ガソリン価格の高騰に対応するため、所要の施策の実施を政府に求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

ロシアとウクライナの関係緊迫化などの地政学的リスクの高まりや、直近の円安を受け、最近原油価格や、その製品であるガソリン・灯油価格が高騰している。

経済産業省は、昨年から「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、基準価格（おおむね170円）を超える部分について上限35円を補助し（超過分についても2分の1を支援）、価格高騰に歯止めをかけてきた。この岸田政権の政策は、消費者の懐を支援するものであり、高く評価してきた。

一方、最近、ガソリン価格が再び上昇に転じている。補助金の割合が段階的に削減されているからである。

県内では、現時点で、レギュラー170-180円台が相場になっていて、もし補助金がなければ200円台に行くだろう。

ガソリン価格の高騰は、運輸業や商品の配送に影響し、一般家庭における日常の移動や旅行にも影響する。

報道には、「できるだけエアコンを使わず、窓を開けて節約するようにしている」「なるべく車を使わないようにしている」などの切実な声があった。

ただでさえ、円安による物価高騰、外食価格の高騰などで、消費者は大変な思いをしているところである。支援の継続が求められるところであり、地方自治法第99条に基づき、国に意見書を提出していただきたく、陳情するものである。

▶提 出 者

足羽 佑太 （倉吉市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-22 (R5.9.8)	教 育	少人数学級を実現し、現在1学年3学級以下の県立高等学校の学級数を維持することについて	

▶陳情事項

- 県内すべての県立高等学校の学級定員を35人以下に引き下げ、現在の学校数を維持し、一人ひとりを大切にした教育を保障すること。
- 地域の中核となっている県立高等学校を存続させるため、1学年3学級以下の県立高等学校については、学級定員を30人以下に引き下げることで現在の学級数を維持し、教職員数を減らさず豊かな学びを保障すること。

▶陳情理由

鳥取県教育委員会事務局高等学校課は、令和5年6月28日鳥取県議会総務教育常任委員会に「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）案（概要）」（以下『新基本方針案「概要』』といふ。）と、「令和7年度までの現基本方針に基づく改革案」を示した。少子化が続く中で、本県中学校卒業者数は、令和5年3月4,929人から令和17年3月3,988人（推計）へと約1,000人減少することが見込まれ、このことへの対応も含め、現在、新基本方針が検討されている。

新基本方針案「概要」の③の「3 今後の特色ある新しい高校の在り方」には、「学校規模を構築する方法」として、「再編・統廃合・分校化、学級減、学級定員減、県外募集」の4つが示されている。現基本方針は主として「学級減」による対応であり、全日制高校における学級規模は、現基本方針が対象とする令和元年度22校103学級から令和5年度22校97学級へと6学級減少した。鳥取県議会総務教育常任委員会に提出された「令和7年度までの現基本方針に基づく改革案」では、更に、日野高校、智頭農林高校、鳥取中央育英高校の入学者が募集定員の一定数に満たない場合、学級減とする案が示された。これ以外にも、岩美高校、青谷高校、倉吉西高校、倉吉農業高校は1学年3学級以下であり、現基本方針に則れば、小規模校が更に小規模化することとなり、教員定数は削減され、多様な科目設定などはできなくなる。

一方、多くが中山間地に位置するこれらの小規模校は、学校所在の地域と連携した授業や行事を実施し、地域の中核的存在としてなくてはならないものとなっている。また、中山間地域に在住する生徒・保護者にとって、通学できる唯一の学校として、教育を受ける権利を保障する皆の役割を果たしている。

新基本方針案「概要」の③の「新しい姿の高校づくりにあたって（規模、配置）」にも、次のような記述がある。

○市部には大規模私立高校が配置されている中、県立高校を小規模化した場合、県立高校全体の活力低下を招くことが危惧されるため、現在の学校規模を維持するなど一定の配慮が必要。

○中山間地域の学校は、地元自治体等地域との関わりを考慮したうえで、近隣に他の高校がない等、地域における学校の役割が大きい場合は、1学年あたり2学級以下の学校規模であっても小規模校として設置するとともに、次の取組を実施する。（省略）

○1学級あたりの定員数について、特に専門学科と中山間地域の高校では、環境や学習内容等をふまえた柔軟な定員設定を検討する。

鳥取県教育委員会にあっても、「県立高校を小規模化した場合、県立高校全体の活力低下を招くことが危惧」されており、新基本方針の策定を待つまでもなく、現基本方針の1学年3学級以下の小規模校の学級減基準は撤廃すべきである。今後は、現基本方針下にあっても「学校規模を構築する方法」として「学級定員減」で対応すべきであり、県内すべての県立高校の学級定員を35人以下に引き下げ、とりわけ1学年3学級以下の小規模校にあっては学級定員を30人以下に引き下げるこによって、学級数を維持すべきである。

鳥取県は、国に先駆けて、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、少人数学級の推進を図り、令和4年度以降年次進行で小学校において30人学級を実現している。中学校においても、更なる少人数学級推進が求められている。同様の観点から、少子化を好機とし、高等学校にあっても豊かな学びを保障するため、少人数学級が実現されるよう、上記事項を陳情する。

▶提出者

鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志

鳥取県教職員組合 執行委員長 細砂 直

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-25 (R5.9.15)	政 策 戰 略	消費税増税に反対する意見書の提出について	

▶陳情事項
消費税増税に反対する意見書を、国に提出すること。

▶陳情理由

日本経済団体連合会は、令和5年9月11日、令和6年度税制改正に関する提言を発表した。その中で、少子化対策を含めた社会保障制度の維持のための財源として、将来の消費税の引き上げが「有力な選択肢の一つ」とも指摘した。

一方、提言では、従業員の賃金を引き上げた企業の法人税を軽くする特例の拡充を要望している。国民は、給与所得者ばかりではなく、賃上げの恩恵を受けない自営業者や退職者、年金生活者だっている。こうやって、逆進性の高いといわれる消費税の増税をすることは、国民の間で不平等な税制を推進することになる。

消費税増税をし、庶民の生活が苦しくなれば、それにより消費低迷。企業の業績が悪化し、可処分所得が低下、これにより未婚者が増え、少子化が加速する。このスパイラルが、容易に予測できるのである。

いま国民の暮らししが大変なとき、減税はあっても、増税を考慮すること自体がありえない発想で、インターネット上では怒りの声があがっている。

先に岸田文雄首相は、増税について、「今を生きる国民自らの責任」と言った。確かに財政規律・プライマリーバランスは重要であるし、税を適切な用途に使い、それが所得の再分配という税の本来的機能を通じて、社会的弱者・福祉・子育てなどに適切に振り向けられるならとは思うが、本当にそれに使われているのか疑問が大きい。

令和5年6月30日、「政府税制調査会」は、中長期的な税制のあり方を示す答申を岸田文雄首相に提出した。首相は答申を受け取り、「令和時代のあるべき税制の検討をさらに進め、将来世代が将来に希望が持てるような、公正で活力ある社会を実現していきたい」と言った。

国民が本当に将来に希望が持てるようにするには、まずは、今の国民の暮らしを支えることではないか。

については、鳥取県議会として、国に対し、消費税増税に反対する意見書を提出することを求めたい。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-26 (R5.9.15)	政 策 戰 略	地方財政の充実・強化を求める陳情	

▶陳情事項

- 鳥取県議会から政府及び国会に対し、次の事項の実現を求める意見書を提出すること。
- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
 - 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
 - 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
 - 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
 - 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
 - 6 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
 - 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
 - 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
 - 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
 - 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

▶陳情理由

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、上記の事項の実現を求める。

▶提出者

自治労鳥取県本部 執行委員長 山口 一樹

鳥取県職員連合労働組合 中央執行委員長 三浦 敏樹

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-23 (R5.9.8)	福 祉 保 健	健康保険証の継続を求める陳情 —「保険診療を受けられない人」を作り出す健康保険証廃止は撤回を—	
▶陳情事項			
令和6年秋の現行の健康保険証廃止を撤回するよう、国に意見書を提出すること。			

▶陳情理由

県民の命と健康を守るため、日ごろの御奮闘に心から敬意を表する。

岸田文雄首相は、令和5年8月4日の記者会見において、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針について、資格確認書の取扱いを見直すこと等を表明した。

マイナ保険証を持たない人に対し発行する資格確認書の取扱いについて、

- 1 当分の間、申請によらず交付する、
- 2 マイナ保険証の利用登録の解除を可能にする、
- 3 有効期限を最長1年から最長5年に延長する、

と説明された。しかし、資格確認書の取扱いの見直しだけでは、マイナ保険証によって引き起こされている現場のトラブルは解決しない。また、資格確認書を申請無しで交付するとされているが、対象者がマイナ保険証を持たない人に限定されており、かつ、「当分の間」の対応とされており、全被保険者に保険証を交付する現行の健康保険証の運用からは大きく後退する。

現在、マイナ保険証によるオンライン資格確認でトラブルが生じ、被保険者情報が確認できない事態が多発する中で、健康保険証の券面を確認することによって「無保険扱い」を回避している。資格確認書は、原則としてマイナ保険証を持たない人を交付対象としているため、併用することができず、「無保険扱い」を回避する手段を失うことになる。資格確認書の取扱いの見直しだけでは、現在医療現場で起きているマイナ保険証によるトラブルは解決しない。トラブルの全容解明、再発防止が不確実な以上、現行の健康保険証の廃止はあり得ない。

マイナ保険証のメリットとして、保険証発行等の事務負担軽減が挙げられているが、マイナンバーカードの発行実務、5年ごとの更新、さらに今回の資格確認書の発行・更新実務、情報の紐付け作業など、地方自治体、保険者の事務負担が本当に軽減されるのか、甚だ疑問である。加えて、止まらないトラブルへの対応、「総点検」作業等で地方自治体や保険者の事務負担は増大しており、本末転倒である。

資格確認書を使いやくすることは、現行の健康保険証に限りなく近づけることに他ならない。であれば、すでに社会に定着し、安定的に運用されている現行の健康保険証を存続させることが最も合理的だと考える。

いつでもどこでも誰もが安心して医療が受けられるためには、健康保険証が不可欠である。改めて、令和6年秋の現行の健康保険証廃止を撤回するよう強く求める。

►提出者

鳥取県保険医協会 理事長 加藤 卓

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-24 (R5.9.15)	子ども家庭	私学助成に関する意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から政府及び国会に対し、私立中学高等学校教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図ることを求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

平素より、私学振興につき格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げる。

本県の私立中学高等学校は、建学の精神に基づき、特色ある質の高い教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決に迫られている。こうした厳しい状況にあって、我が国が今後も世界の中で後れを取ることなく、国力を維持し発展していくためには、将来を担う子供たちの育成が何よりも重要であり、「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても「未来への投資」として「人への投資」を促進する政策が最優先され、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むと明記されている。

しかしながら、私立中学高等学校は学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価の高騰等様々な課題解決を迫られており、最早自立努力の範囲を超えている。

国による私立高等学校生徒への授業料支援では、年収590万円を境に支援金額に大きな格差が生じており、私立中学校生徒への授業料支援制度の創設も必要である。また、現行の就学支援金制度等では負担が十分に軽減されない保護者を対象に教育費を税額控除する「教育費減税」制度の創設が必要である。

この他、ICT環境の整備や学校施設の耐震化及び空調・換気設備等の整備、省エネ・脱炭素化対策なども急務であり、政府が推進する高等学校段階からの海外留学についても、国による支援策の充実が不可欠である。

公教育の一翼を担う私立中学高等学校に対する助成措置は各都道府県の所管事項であるものの、教育は国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、国の全面的財政支援が求められる。

については、私立中学高等学校教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実が図られるよう、貴議会より政府及び国会に対し意見書を提出されるよう特段のご高配をお願い申し上げる。

▶提出者

一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 野田 修

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-20 (R5.7.13)	地 域	鳥取県において頻発する個人情報漏えい事案の再発防止について	

▶陳情事項
鳥取県において頻発する個人情報漏えい事案の再発防止を執行部に求めること。

▶陳情理由

個人情報の流出がとまらない。鳥取県は6月21日、県公式LINEのプレゼント企画に応募した当選者10人の個人情報を漏えいしたと発表した。

県によると、県公式LINEは広報課が運営。19日に事業者である鳥取市内の飲食店へ当選者への発送を依頼する際、誤ったメールアドレスに10人分の個人情報が入ったファイルを誤送信した。漏えいしたのは当選者の氏名、ふりがな、郵便番号、住所、電話番号。20日に事業者へ電話連絡した際に発覚した。県は10人への謝罪と経緯の説明を進めており、再発防止に努めるとしている。

この問題を深掘りしてみると、様々な問題が見えてきた。

（経緯）

- ・令和5年6月19日（月）21時53分頃 個人情報入りのファイルを誤送信
※事業者から聞き取りしたメールアドレスを誤入力
- ・令和5年6月19日（月）21時56分頃 ファイルに設定したパスワードを送信
- ・令和5年6月20日（火）15時16分頃 事業者に電話連絡し、誤送信が発覚

そもそも、同一のメールアドレスに対し、ファイルとパスワードをほぼ同時に渡すのであれば、メールを分けたとしても意味をなさないのは当然である。例えるなら、本人確認をしないまま、第三者に通帳を渡し、そのほぼ同時に、印鑑も同人に渡すのと一緒のようなものである。

パスワードを送る前段に、電話をかけて本人確認をするとか、そもそも第一段階で、ファイルを添付した電子メールが誤ったメールアドレスに送られないように、例えば空メールにて確認するなどの対策が必要であったはずで、情報セキュリティの基礎ができていないと残念に思った。

また、電子メール送信の際に、とりわけ個人情報の場合、複数人によるチェックが必要なはずであるが、本件については、そのチェックを怠っていた。しかもそれをやったのが、主事や会計年度任用職員ではなく、課長補佐であるというから、余計に深刻で、再発防止が望まれるものである。

県では、過去最悪レベルで、情報漏えいが頻発している。

平成30年度 5
令和元年度 5

令和2年度 7

令和3年度 20

令和4年度 20（令和4年12月末までの数値）

個人情報漏えいは、県民の信頼失墜につながる重大な事態である。については、上述のとおり、執行部に対して再発防止を求めることがお願いしたく、本件陳情に及ぶものである。不採択では執行部に示しがつかない。是非採択していただき、再発防止への決意を執行部に示すことを求め、陳情の結びとするものである。

►提出者

足羽 佑太（倉吉市）